

### **残余検体（臨床検査を終了した検体）の使用について**

大阪府済生会野江病院臨床検査科・病理診断科は、病院の理念及び基本方針を遵守し、「安全で質の高い医療」を目指すことを目的に、検査結果を正確に迅速に提供できるように努めています。その為には検査の精度管理(検査精度を一定に保つため)の向上、診断精度を高めるために、常に新しい検査方法や試薬、検査機器を検討し、技術・知識を習得する必要があります。

そこで臨床検査科・病理診断科では、臨床検査が終了した検体(残余検体)を使用して、検査精度、検査方法などを評価しています。

残余検体(血液・尿・体腔液・臓器・組織など)の使用については、「臨床検査を終了した検体の業務、教育、研究のための使用について-日本臨床検査医学会の見解」(2017年改訂)を遵守致します。

**対象:**当院で臨床検査が施行された後の残余検体

**方法:**患者さんの個人情報を削除したうえで下記の内容について調査します。

- ①臨床検査用試薬及び測定装置の性能評価
- ②臨床検査項目の基準値の設定及びその検証

### **残余検体の研究への利用**

残余検体からは多くの知見が得られるため、臨床研究においては欠くことができません。研究目的での使用は、院内の適切な審査を経て行います。その際は、残余検体等の利用目的を含む情報を病院のホームページで公開致します。

### **倫理的配慮について**

臨床検査後の廃棄予定の残余検体を使用するため、患者さんの生命・健康に直接影響を及ぼすことはありません。また、氏名・生年月日・住所・電話番号・ID 番号などの個人情報は全て削除し、必要に応じて匿名化しますので、個人情報が漏れることはありません。

残余検体の再利用にご承諾いただけない患者さんは、お手数ですが当院の医療情報管理室(06-6932-0401(代表))までご連絡下さい。お申し出がない場合は、ご承諾いただいたものと判断し、残余検体を再利用させていただきます。